

在日韓国・朝鮮人高齢者の 生活実態と介護保険

～利用できない介護サービス、利用するに足りない介護サービス～

社会福祉法人青丘社・川崎市ふれあい館 三浦知人

1. はじめに

川崎南部、コンビナートの隣接地域に、在日韓国・朝鮮人の集住地域があります。そこで、2年ほどの準備活動を経て、在日韓国・朝鮮人高齢者と世代と民族をつなぐ交流クラブ『トラヂの会』が98年1月結成されました。その会と連動して、社会福祉法人青丘社・川崎市ふれあい館では、在日の高齢者の生活支援活動を具現化していきたいと、活動の模索を始めたところでした。川崎市行政担当者と話し合いを重ねながらも、日本社会で辛酸をなめ尽くす生活を余儀なくされた在日一世の生活課題に迫る活動は、待ったなしのところまで来ています。

“できるところから始めたい”と多くの協力を募りながら、在日高齢者の生活支援をスタートさせましたが、在日の高齢者と共に歩む活動を始め、その実態に学びながらも、今、介護保険制度を軸に進められる日本の高齢社会システムに、「また制度の狭間に取り残されるのではないか」という不安が頭をよぎっています。そこで実践の現場から、在日の高齢者と介護保険について報告したいと思います。

2. 在日一世のおかれた生活実態と

日本の社会保障制度

在日韓国・朝鮮人は、戦中・戦後、強制連行、強制労働を含め、たいへんな生活史を刻み、働き詰めで家族を支え、日本の「発展」

を重労働と多くの犠牲を払って支えてきました。日本社会で厳しい生活と労働の日々を送り、あらゆる社会保障制度から排除されて生活をおくってきた多くの人たちが、今高齢期をむかえています。彼らは、当然にこの日本社会の中で、豊かな老いの時を送る権利があります。このことをまずしっかりおさえておかなければなりません。しかし、実態は、たいへんな生活課題を抱えたまま、日本の高齢者福祉の網の目からも落ちこぼれ、放置されている現実があるのです。

在日の高齢者の生活課題を大きく5点に整理したいと思います。

まず第一は、生活基盤の問題です。在日は、日本社会の就職差別の結果、職を求めて転々とし、厚生年金をかけられるような安定した職場にはほとんどつけませんでした。そして、国民年金制度からも排除され、その国籍条項が取り払われたのは、1982年（昭和57年）でした。

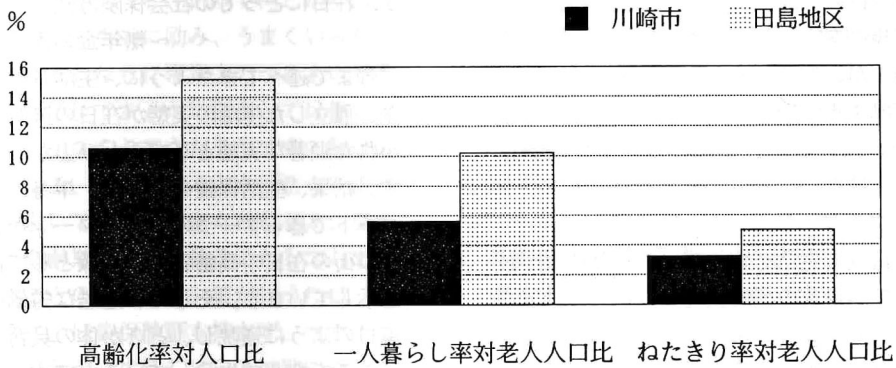
1954年（昭和29年）の国民年金制度が日本人に限って発足したときは、日本人ですでに高齢になられた方に対して、福祉年金などの補完的救済制度が国庫負担でとられましたが、82年の国籍条項撤廃の時期では、在日の高齢者には何ら経過措置がとられず、切り捨てられ、制度的無年金におかれしました。在日の高齢者を中心とする市民運動の中で、神奈川県内の多くの市町村で月額18,000円の福祉手当（97年度現在）が支給されるようになりました。

たが、その額の低さゆえ、たいへんな不平等感と不安を持たされて生活しています。

また、在日の集住地域は、その歴史性から、河川敷きや線路沿い、被差別部落との混住、隣接地域などに多く、日本の社会矛盾の集積した地域にあります。私たちの活動拠点とする地域も、コンビナートの下請け孫受けの労働者の街として形成され、住宅状況をはじめ、厳しい住環境に置かれています。そして現在、若い世代はこの地域を離れ、その結果他地区より高い高齢化率を示しています。少

しでも広い家で、少しでも環境のいいところに引っ越したいと願う息子と、仲間のいるこの地で住み続けたいと願う在日一世との生活観の違いから、一人暮らしをしている人たちがたくさんいます。また、息子と共にこの地を離れて生活する在日一世は、「近所は日本人ばかりで、話す相手もいなく、この街に帰りたい」と訴える方たちもたくさん出会っています。(私たちの地域は田島地区という行政区に属しています。)

グラフ1



2点目は、非識字の実態です。日本の戦争政策に翻弄された在日一世は、日本語であれ、朝鮮語であれ、あらゆる学習する機会を奪われました。とりわけ封建的価値観の中でこども時代を送った女性たちは、鉛筆を持った経験もなく、文字文化を前提にした日本の福祉サービスの情報を受けることができません。また、お年寄りの集まりで、日本の童謡を書いた紙をわたされ、文字も読めず、習ったこともない歌を「みんなで歌おう」と勧められて淋しい思いをしたという事例もたくさんあります。

3番目はコミュニケーションの障害、日本語の喪失です。

第二言語(あとから獲得した言語)である日本語は、歳を重ねるにしたがって話すのがしんどくなります。そして、しばしば今自分が日本語で話しているのか、母語で話しているのかもわからなくなります。デイサービス

の場に参加したハルモニ(おばあさん)が「ムル!ムル!(水)」と訴えているのに、周りはそれとわからず、ただ喚いているとしかたらえられず、本人はなぜ自分のことを無視するのかと、いらいらをつのらせるという象徴的な事例も寄せられています。

4番目は文化の違いです。

戦中・戦後、厳しい食べ物事情のなかでも、さまざまな工夫で民族の食文化を守ってきた在日一世は、日本の味付けが口にありません。せっかく申請した食事サービスも、断わってしまうケースが見受けられます。望郷の想いを強くする彼らが、豊かな老いの時を過ごすためには、民族の歌、民族の踊りなどの民族文化に浸る場が保障されなくてはなりません。

そして最後は、日本の福祉サービスを受けるときの絶望感です。

在日韓国・朝鮮人は、「役所と警察に行っ

て何もいいことはなかった」という生活史を地域社会の中で刻んできました。日本人にとって市民社会を守る立場の機関が、在日を管理し、抑圧する出先機関として機能する戦後史があります。民族教育の弾圧、戦後すぐの厳しい労働と生活を支えた密造酒の摘発はじめ、当時の韓国・朝鮮人は管理追放の監視下におかれ、日常的に官憲の訪問を受けました（当時、朝鮮語を話せる日本人は、官憲だけだといわれる程でした）。

また、社会保障はなにも受けられないまま、税金だけ徴収する「役所」、外国人登録事務をする「役所」、日本の公立学校への入学申請で“規則を守る”という誓約書をとられる「役所」が、在日にとっての「役所」の姿でした（厚生省の指導下、生活保護不正受給者の摘発のために地区の福祉事務所の職員は「朝鮮人狩りに行ってくる」と言い放ったといえます）。

自力自闘で生活を切り開いてきた在日一世にとって、日本の公的機関はたいへん敷居が高いものです。そして、自分の腕一つで生活してきた彼らが、不安と孤立の中、ぎりぎりまで自力で生活し、どうしても一人で生活で

きなくなって日本の福祉制度を利用するときには、「自分の人生辛いことばかりだった。異国の地で、とうとう日本の役所に世話にならなくてはいけなくなった」というたいへんな絶望感を伴っていることが少なくありません。本当に苦労した在日の高齢者が、人生の晩年に絶望、あきらめ、自暴自棄に陥りやすい生活にあることは、特筆すべき実態です。

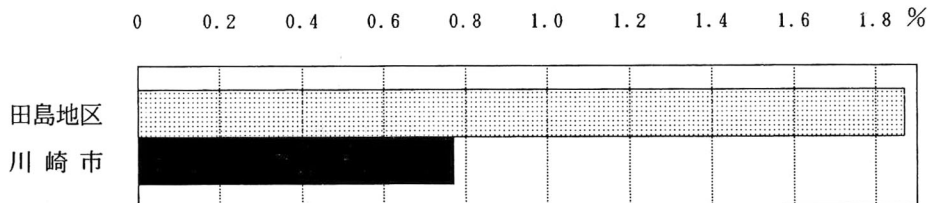
このように、今の介護サービスは、在日にとって、『利用するに足りない介護サービス』と言わざるを得ません。

3. 在日にとっての社会保険方式

～無年金の実態

今まで述べてきたように、生活基盤の脆弱さ、孤立した生活の実態が在日の高齢者のおかれた顕著な実態として浮かび上がってきます。結果、生活保護をとって、単身、狭いアパートで暮らす一つの生活パターンが、私たちの街の在日の高齢者の生活像として高い率を示しています。そして、過酷な労働の結果、毎日のように通院し、どこか体の具合の悪いところを抱えて生活しているのです。

グラフ 2



田島地区の生活保護率は、川崎市全体の割合の2倍を超える高さです。
 田島地区の生活保護者の1割強が、在日韓国・朝鮮人世帯です。
 田島地区の在日韓国・朝鮮人保護家庭の57%が65歳以上の高齢者で、そのほとんどが一人暮らしです。

さらに、私たちの周りでは「日本社会で、何とか生活基盤を安定させたい」と借金をしてでも家をたて、結果、生活保護も申請できない高齢者の生活問題がたいへん深刻です。彼らは口々に「生活保護をもらっている人は安定していい」「柱をかじって、生活し

ろというのか」と訴えています。わずかな福祉手当では生活できず、今、医療保険の改定負担増があり、今度は介護保険料も徴収されることとなります。例え軽減措置をとれたとしても、さらに利用者負担をして介護サービスを受けられるとは到底思えない経済状況で

す。介護保険は、在日の生活実態から見ると、恐らく『利用できない介護サービス』となるだろうと思います。

先日、近所の大家さんから「家賃も滞納し、床に伏せている方がいる」との相談を受けました。訪問してお話を伺うと、62歳になる在日の男性で、数年前の交通事故の後遺症が出て、働けなくなってしまったとのこと。彼は、健康保険証ももっていない、自費で病院にかかり、数万円もかかってしまったそうです。早々、生活保護申請を同行して行い、とりあえずの生活基盤を整えることができましたが、お話を伺うと、日本で何とか経済基盤をつくろうと事業に励み、うまくいった時期もあり、それなりに事業上のつきあいもあって、10万単位で友人から借金しては働いて返すという生活をしてきたそうです。働けばなんとかなる、いつかなんとか生活も安定するという思いで暮らしてきたけれども、気がついたら高齢期を迎え、体をこわしてしまったということのようです。彼が言うには「自分のように、健康保険証も持たず、サウナで寝起きをしながら生活している仲間もたくさんいる」。

差別社会の中で、好景気の時期、自分の手元にも一定のお金が行き来し、職がなくなっても、いつかなんとかしてみせるという自分の腕だけで生活している方がまだまだたくさんいらっしゃるだろうと思います。

彼だけにとどまらず、在日一世は、たとえば難しい文書が必要なきには、字の読み書きできる友人にいくらかのお礼を払ってしてもらおうとか、お金が必要なきには、私的な無尽のお金をおとすとかしながら、公的機関によるサービスを受けることなく（受けることもできず）生活してきました。そこには「共同連帯の理念」（介護保険法）に程遠い生活の実態があります。そして、今また、国民年金制度から、最も必要としている彼ら、日本社会を重労働で支えた彼らが切り捨てられたまま、在日の若い世代にまで費用の「公平な」分担を求めているのです。

在日の高齢者に国民年金制度の経過的措置

を講じ、救済することなしには、介護保険は単なる負担増としかなりえません。在日に社会保険方式の参加を求めるのであれば、世代間連帯できる実態づくりに積極的に行政が取り組む必要があります。年金救済制度を在日の高齢者に適用し、生活基盤を整えることなしには、在日には介護保険制度の枠外で処遇される被差別集団とならざるをえません。

4. 在日にとっての高齢者福祉サービス

～在住外国人にとっての社会保険制度は～

介護保険法には「被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、被保険者の選択に基づき、適切な保健医療サービスおよび、福祉サービスが、多様な事業者または施設から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない」とあります。『保険あって介護なし』の状況にならないよう、民間の参入も含め、サービスの基盤整備に四苦八苦といった状況を聞きます。民族的少数者である在日が、法文でうたわれているように、朝鮮語のわかるホームヘルパーを求め、民族食を食べ、民族文化の安らぎの中でデイサービスを受けることが「選択」できる状況づくりは、「日本人高齢者でさえなかなかなのに、それどころではない」という差別的対応が聞こえてきそうな貧しい状況に思われます。

今でさえ「韓国・朝鮮人であろうと日本人であろうと差別なく受け入れております」と豪語して、その問題点にさえ気付かない相談窓口が一般的ですらあります。実態としては、在日の高齢者が、自らの老いの生活を相談し、要望する道がしっかり閉ざされているため日本の福祉の窓口に行って、そんなことを訴える気持ちも起きないのだろうと思います。本来なら、生活相談受け付けの時点で、韓国・朝鮮人であるかであるかがきちんと把握されない限り、在日の高齢者の豊かな老いを保障する介護プランを思い描くことさえできない。それほど、国籍・生活史というのは重要な要件だと思えます。しかし、日本名（通称）で申請すれば、その事実さえわ

からないほど気にも止められず、それが「差別なく受け入れていること」であるときえ考えている人が少なくないのです。まず、相談窓口が韓国・朝鮮人であるかどうかを聞き、そうであれば、どのような生活課題があるのかを民族的背景の中で捉える相談体制がとられなければなりません。そして、そうした在日の生活課題に肉薄しうる相談活動があって初めて、在日の高齢者の介護サービスメニューが整えられ、日本の高齢者介護サービスが介護保険法でうたわれた法文を内実化たらしめることができると思います。だからこそ、各在宅介護支援センターとの連携を持った在日高齢者在宅介護支援センターのような基盤整備が、切実に求められているのです。

けれど、今の基盤整備が、民間活力を期待しながら進められている状況を考えると、“持てる者”に多くのメニューが整備され、厳しく民族差別にさらされた在日の少数者の要望は、ますます取り残されていってしまうことを懸念します。介護保険に対応する行政の責任を正しく位置付けていかねばならないと思います。

最後に、日本に暮らす外国人労働者について一言だけ言及したいと思います。

近年、外国人人口が飛躍的に伸び、外国人登録している人だけで、130万人に及びます。その数は既に日本の総人口の1%を超え、超過滞在者30万人と合わせると、国境を超えて日本で生きる人たちの数は、さらに増加していくと思われます（日本から経済活動のために外国にいく人たちの数も増加していますが、ここでは、より無権利な状態におかれた在日外国人についてのみ言及します）。彼らは、好むと好まざるとにかかわらず、日本の経済社会が必要としている人たちです。実態にあわない入国管理法上の理由から、「不法」のレッテルを張られた人たちもいますが、当然、定住化の方向が生まれてきています。定住化すれば、その親の渡日も当然に起こりません。先に挙げた在日の実態も含め、国籍を超えて行き来する人たちの保険加入はどうなるのでしょうか。

社会保険制度の原則－「負担なき受益」は認められない排除の論理から、このまま行けば、無保険者・保険料未納者と外国人の問題は、かならず表面化するでしょう。無保険者の社会的救済が社会保険方式の維持のためにますます遠ざかるのではないか－私の不勉強のとりこし苦勞だといいますが…